

## 令和4年度実施施策に係る政策評価書

(環境省R4-42)

施策名	目標9-1 地域の脱炭素化の推進					
施策の概要	・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ等を実現する脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100ヶ所を選定し、2030年度までに実現する。</li> <li>屋根置き太陽光やゼロカーボンドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施する。</li> <li>脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。</li> <li>法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算 (a)	11,600	7,000	23,600	35,600
		補正予算 (b)	8,000	8,650	9,200	
		繰越し等 (c)	▲4,559	▲1,555	(※記入は任意)	
		合計 (a+b+c)	15,041	14,095	(※記入は任意)	
執行額 (百万円)		10,997	5,999	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定） 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」 第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」 第3章第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」 第3章第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）」					

測定指標	1. 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率（%）	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	○
		-	100	100	100	100	100	100	
		年度ごとの目標値	/	-	-	100	100	100	
	2. 地方公共団体実行計画（事務事業編）の地方公共団体における策定率（%）	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	×
		-	86	89	90	90	90	100	
		年度ごとの目標値	/	-	-	90	91	92	
	3. 大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施した避難所等の数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	-
		-	-	120	204	162	191	1,000	
		年度ごとの目標値	/	-	100	200	150	-	

4. 脱炭素先行地域選定数	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R7年度	- 少なくとも 100地域
	-	-	-	-	-	46		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

  

5. 脱炭素化支援機構が支援した事業による年間CO2排出削減量の累積合計値	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域施策編の策定義務を有する地方公共団体の策定率は100%となっているが、今後、新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、改正温対法により区域施策編策定の努力義務が追加されたその他の地方公共団体においても策定率向上を図る。</li> <li>・事務事業編は令和4年度までに90.3%の地方公共団体が策定・改定を実施済みとしている。下記施行状況調査によると、事務事業編は未策定の9.7%のうち、4.9%の地方公共団体が2022年12月以降に策定を行う予定であるとしており、今後新たに閣議決定された地球温暖化対策計画を受けて、地方公共団体における策定増加が見込まれるため、さらなる施策の推進により目標値の達成が可能と考えられる。</li> <li>・災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の数については、R4年度までに累計677箇所を達成している。昨今の災害リスクの増大に対し、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」への応募件数は増加傾向にあり、R7年度までの目標達成が見込まれる。</li> <li>・脱炭素先行地域については、2025年度（令和7年度）までに少なくとも100か所以上選定するとしているところ、令和4年度においては4月に第1回として26地域、11月に第2回として20地域選定し、合計で46地域選定されている。令和7年度まで、引き続き大都市や小規模市町村等の市街地、住宅街、山村地域、離島など、様々な類型の地域から多様な提案の選定を続けていくこととしており、目標値の達成が可能と考えられる。</li> </ul>

施策の分析

○「ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業」の実施により、実行計画の量（各地方公共団体の温室効果ガス排出量等の見える化や実行計画策定・実施マニュアル等の技術的助言による策定率向上）と質（実行計画に基づく地域共生型再エネの促進など具体の事業推進等）の向上が図られつつあるが、引き続き、実行計画の策定・改定や計画に基づく取組が困難な市町村を適切な形で支援する必要がある。

○区域施策編の策定義務を有する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市）の策定率は100%と目標値を達成しているものの、それ以外の地方公共団体も含めた策定率は34%となっており、地域の脱炭素化にあたっての課題となっている。現在、地方公共団体の脱炭素への取組の機運が高まっており、計画づくりに対する需要が増大しており、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」において多くの地方公共団体の支援を実施している。この機運を逃さないためにも、必要な予算の確保に努め、引き続き地方公共団体の脱炭素への取組を支援する必要がある。

○激甚化・頻発化する気象災害や地震により、避難施設等のレジリエンス強化に加え、地方公共団体の脱炭素への取り組み機運が高まっており、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」への応募件数についても増加傾向にある。引き続き、必要となる財源確保に努め、公共施設のレジリエンス強化・脱炭素化への取り組みを支援する必要がある。

○脱炭素先行地域の第1回募集では全国102の地方公共団体から79件の提案、第2回募集では全国53の地方公共団体から50件の提案をいただいた。引き続き多くの積極的な提案をいただけるよう、地方環境事務所を中心に、地方公共団体を支援していく必要がある。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><b>【施策】</b> 「施策の分析」欄に記載のとおり、各施策について目標達成に向けて順調に取り組が進んでおり、引き続き取組を進める。</p> <p><b>【測定指標】</b> ○測定指標1について、法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100%であるものの、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため、「ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率」に変更する。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定している。 ○測定指標3について、実績値を単年度実績から累計に変更し、また、年度毎の目標値は定めていないことから「-」に変更する。 ○測定指標5について、株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素に資する多様な事業への投融資を通じて支援した事業によるCO2排出削減量目標を令和5年秋に開催予定の官民ファンド幹事会において設定する。 ○上記以外の指標については、変更の必要がないため継続する。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>補助金等の選定に係る審査委員への協力、地方公共団体実行計画に関連するマニュアル・ガイド等に対する助言や地域脱炭素に関するセミナー等への講師として知見の活用を行った。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果（令和4年12月1日現在）（環境省）</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房<b>地域政策課</b> 大臣官房地域脱炭素事業推進課 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>細川真宏（地域政策課長） 近藤貴幸（地域脱炭素事業推進課長） 木野修宏（地域脱炭素政策調整担当参事官）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>
--------------	--	---------------	--	-----------------	---------------